

みたけ台中学校地域防災拠点委員会規定

(名称及び事務所)

第1条 この会は、みたけ台中学校地域防災拠点委員会（以下「会」という）と称し、事務所を委員長自宅に置く。

(地 域)

第2条 会の地域は、横浜市青葉区みたけ台及び上谷本町の一部の地域とする。
この地域は青葉区役所総務課より指定されたのもであり、みたけ台町内会の地域と合致する。

(委員の構成)

第3条 会は次の委員により構成される。

- 1) 区役所総務課が指名の当委員会担当者と発災時の支援登録者
- 2) みたけ台中学校校長、副校長及び校長の指名する担当教諭
- 3) みたけ台町内会役員及び委員長がみたけ台町内会の各関連組織から選任した者
- 4) 青葉消防署消防署指定の責任者（現在の組織体系では鴨志田消防出張所所長）と上谷本連合町内会の消防団責任者
- 5) 青葉区役所総務課指定の医療拠点関係者及び委員長の指定する医療関係者

(目 的)

第4条 会は、地域相互の互助精神に基づいた自主的な防災活動を推進するため、地域防災・減災に関する住民の意識及びスキルの向上を図ることを目的とし、発災時には避難所の開設・運営を行う。また、風水害の際の避難所についても運営応援を必要に応じて行う。

(事 業)

第5条 会は、前条の目的を達成するための、次の事業を行う。

- (1) 防災・減災に関する事業
 - (2) 避難所開設・運営に関する事業
 - (3) 医療拠点に関する事業
 - (4) 資材・機器材の使用・保管等に関する事業
 - (5) 備蓄倉庫の管理・運営に関する事業
 - (6) 備蓄備品・備蓄食の購入・保管等に関する事業
 - (7) 広報に関する事業
 - (8) その他必要なる事業
- 2 前項の事業を推進するため、特別機動組織や班を置くことができる。

(役職と役員の選任)

第6条 会に、次の役職を置く

(1)	委員長	1名
(2)	副委員長	若干名
(3)	事務局長	1名
(4)	事務局	若干名
(5)	会計	1名
(6)	会計監査	1名
(7)	班長	若干名
(8)	委員	若干名

2 委員長は、みたけ台町内会会長が自動的に選任されるものとする。

3 委員長が副委員長、事務局長、及び会計を選任するが、その他の役職は事務局作成の案にて3役(委員長・副委員長及び事務局長)にて決定する。

但し、委員に対しては本人に就任諾否確認をとるものとする。

また、小・中学校生徒を委員として就任要請出来る。

生徒はボランティア扱いとして小・中学校責任者へ要請する。

4 以下の班を置くが、追加や名称変更は3役会にて決定出来る。

総務班、 受付・情報管理班、 救出・救護班、 生活設備設営班、 照明設備班、
避難場所設営班、 食料物資班、 支援物資管理班、 ボランティアに関する班、ペット
避難に関する班、

(役職者の職務)

第7条 委員長は、会の事務を統括し会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

委員長が任務遂行不可の場合、副委員長が代行するが、予め委員長代行順位を設けておく。

3 事務局長は、組織案を作成し3役会で承認を得る。

また、会議等の開催案内や会の運営・進行等を行う

4 会計は、会計事務を担当する。

5 班長は、班の事務を担当する。

6 委員は指定された班の業務を担当する。

(委員の任期)

2 委員の任期は、1年とし、それ以外の委員長・副委員長・事務局長・会計及び班長任期は特に定めないものとする。

(本部付)

第8条 会に本部付きを置くことができる。

2 本部付きは委員長が推薦する。

(委員会)

第9条 委員会は、年2回事務局長が招集する。但し、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 委員会は、次の事項を審議決定・実施する。

(1) 第1回委員会は、基本的に6月第3日曜日に開催し、委員会組織の確認と今年度委員会の計画案を報告すること。

(2) 第2回委員会は、基本的に1月の第3日曜日に開催し、本年度の避難訓練（2月の第3日曜日）などの実施計画を報告すること。

(3) 基本的に9月の第3日曜日に「機材・資器材点検と備蓄品の棚卸を行うこと。

(4) 基本的に2月の第3日曜日は、委員会主催の総合避難訓練を実施する。

3 委員会の関連備品・備蓄品などの購入は会計の案に基づき、3役会で決定する。

4 議事は、事務局にて作成する。

(経費)

第10条 会の経費は、区役所からの補助金、寄付金及びみたけ台町内会からの収入をもってあてる。

区役所補助金は、区役所決定金額である。現在は年間9万円で8月に会の通帳に振込される。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第12条 会の会計報告は、新年度15日迄を目標に会計にて作成し、次年度の予算執行案とともに委員長承認後に区役所総務課へ提出する。これにより翌年度の補助金申請となる。

但し、会の残金をみたけ台町内会の会計報告書に記載する関係上、期末の残金を4月の稼働2日までに町内会会長に報告する。

なお、会計監査は副委員長内の互選により1名選任し、任期は1年とする。

(規定の制定)

第13条 この規定に基づく事務の取り扱いについて必要な規定は、3役会の承認を経て委員長が別に定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃については、3役会におけるの同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和元年4月19日から施行する。

(経過措置)

略